

審 議 結 果 速 報

(令和4年12月22日)

陳情4年商工労働第22号

鳥 取 県 議 会

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年－22 (R4.11.24)	商 工 労 働	仮想通貨取引所の監督の強化と、顧客資産の分別保管の徹底に係る意見書の提出について	不 採 択 (措置済) (R4.12.22)
<p>▶陳情事項 大手仮想通貨取引所の破綻を受け、金融界に動揺が広がっており、顧客資産の保全のための所要の対策をとることを国に求める意見書を提出すること。</p>			

▶陳情理由

1 F T X破綻事案の概要

米国に拠点を置く仮想通貨（暗号資産）交換所大手、「F T Xトレーディング」が経営破綻した。債権者は100万人を超えていると言われており、日本人にも利用者がいることから、波紋が広がっている。

令和4年11月初旬、F T Xトレーディングの姉妹会社である「アラメダ・リサーチ」のバランスシートの欠損疑惑が指摘された。これに期を同じくして、大手の仮想通貨交換所である「バイナンス」のC E Oが、F T Xが独自に発行したトークンをすべて売却すると表明したこともあり、取り付け騒ぎが起きた。

(参考)

https://twitter.com/cz_binance/status/1589283421704290306

フィナンシャル・タイムズやブルームバークなどの報道によれば、F T Xは、破産申請の前日、90億ドルの負債に対してわずか9億ドルの流動資産を保有するのみであり、資産のほとんどは、ベンチャーキャピタル投資か、広く取引されていない（流動性が低い）暗号通貨だという。ロイターによれば、F T X創業者のバンクマンフリードが、F T Xから、同氏が過半数株主である投資会社アラメダ・リサーチに、F T Xの顧客資産160億ドルのうち100億ドルを「融資」として移していたとのことである。流用した資金の一部がその後所在不明となった。なお、別の報道によれば、破産手続き中のF T Xのウォレットから約6億ドル相当の暗号通貨が盗まれたという。F T Xはこれを受け、ネット接続していない「コールドウォレット」に暗号通貨を移した。

(参考)

<https://jp.reuters.com/article/fintech-crypto-currency-ftx-idJPL6N3270AY>

<https://news.yahoo.co.jp/articles/7f7b6c6501b959e493531d61209ba182e6ffcf8a>

<https://news.yahoo.co.jp/articles/6cf40dab94d41c0d6fe31707e707efe835c5ace4>

2 他の通貨市場への波及と、顧客資産保全の観点からの対策の必要性

ビットコインをはじめとした仮想通貨は、いまやそれを使ったETFも作られ、それが投資信託やヘッジファンドに組み入れられるなど、デジタルアセットとしての存在感を強く示し、ポートフォリオの一部に組み入れる投資家も増えている。

このFTX破綻を受け、仮想通貨業界は、連日10%を超える価格下落があるなど、震撼した。他の取引所も潰れてしまうのではないかとの懸念を受けたものであり、もちろんこれは、東京証券取引所をはじめ、仮想通貨以外の市場にも波及しうる問題であり、適切な対策を講じる必要がある。

3 補足

なお、以前、韓国企業の「Terraform Labs」が発行する、アメリカドルという法定通貨に連動した値動きをするステーブルコインUST (TerraUSD) のディペッグ騒動(時価総額でトップ10内にあった暗号資産が数日間のうちに99.99%下落して、市場に大きな影響を及ぼした事件)があり、取引所自体の財務的健全性・分別保管などはさることながら、取引所に上場する仮想通貨、また、ステーブルコイン自体の財務的裏づけ(準備金、担保資産)にも注意を払わなければならない、発行体・流動性・資産規模・セキュリティ体制などについて、金融当局の厳格な審査が必要であると考えている。

顧客資産を保護するため、次の対策が必要である。

- ・顧客資産と会社資産の分別保管を、仮想通貨取引所に徹底すること。
- ・保有資産については、ホットウォレットのハッキング対策に加え、たとえば一定量をコールドウォレットに保管するなど、顧客資産の保全に万全を期すこと。
- ・上記の確実な履行のために、バランスシートのチェックや指導など、金融当局が規制権限を適切に行使すること。
- ・上場する仮想通貨については、その発行体・流動性・資産規模・セキュリティ体制などを踏まえ、厳格に上場を審査すること。

以上について、地方自治法第99条の規定により意見書の提出を賜りたく、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

▶所管委員長報告 (R4.12.22 本会議) 会議録暫定版

個人が保有する暗号資産(仮想通貨)を保護するための対策については、国は既に関連法令を改正し、今回破綻したFTXトレーディングの日本法人に対しては、当該法律に基づき、業務停止命令、資産の国内保有命令を発出する等、所要の対策を既にとっていることから、不採択と決定しました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

商工労働部（企業支援課）

【現 状】（国の対応）**1 F T Xトレーディングの破綻に対する対応状況**

- ・令和4年11月初めにF T Xトレーディングと関連会社における財務の懸念を指摘する報道をきっかけに信用不安が急速に広がったことを受け、関東財務局は11月10日、日本法人のF T X ジャパン（株）に対して、暗号資産交換業を適正に遂行する体制が整備されていないなどとして業務停止命令と業務改善命令を发出（F T Xトレーディングは、11月11日にアメリカ連邦破産法第11条の適用を申請）。これにより、F T X ジャパンの資産を動かしたり国外へ持ち出すことを防ぎ、親会社のF T Xトレーディングの債務の返済に充てることのできないようにした。
- ・また、11月17日の参議院財政金融委員会で、鈴木俊一金融相は、今回の破綻事例を踏まえて課題を見極めながら引き続き利用者保護の確保に取り組んでいく方針を示した。

2 暗号資産等に対する主な法整備の対応状況**（1）平成28年5月、資金決済法の改正（平成29年4月施行）**

（背景）ビットコインなどの取引が先行し法的な規制がない状態だったことから、マネー・ロンダリング対策に関する国際的な要請や利用者保護の必要性の高まりを受け、仮想通貨交換サービスが適切に実施されるよう法整備が行われたもの。

（主な改正概要）暗号資産（仮想通貨）の売買や他の仮想通貨との交換等を行う業務を「仮想通貨交換業」として位置付け、登録制を導入
※登録要件：資本金1千万円以上、業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備等

（2）令和元年5月、資金決済法、金融商品取引法その他の関連法令の改正（令和2年5月施行）

（背景）仮想通貨交換事業者の内部管理体制等の不備による顧客の仮想通貨流出事案の発生や仮想通貨の投機対象化などの社会情勢の変化を受け、利用者保護の確保やルールの明確化のための法整備が行われたもの。

（主な改正概要）

- 名称変更：「仮想通貨」から「暗号資産」

※暗号技術を用いた電子的価値（トークン）のうち、ビットコイン等の通貨立て価値の裏付けがないもの

（参考）通貨建ての価値の裏付けがあるものは、デジタル人民元等の法定デジタル通貨等

- 預かり金銭の保全：利用者から預かった金銭を信託銀行又は信託会社に対して信託することを義務付け
- 暗号資産の流出リスクへの対応：業務の円滑な遂行等のために必要なものを除き、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法（コールドウォレット等）で管理することを義務付け。また、ホットウォレットで管理する場合、同等の弁済原資（同種・同量の暗号資産）の保持を義務付け ※コールドウォレットはインターネットに接続されていない安全性の高い財布。ホットウォレットはその反対語。
- 交換業者倒産時の対応：預かっていた暗号資産を優先的に返還するため、利用者に優先弁済権を認める。
- 過剰な広告・勧誘への対応：虚偽表示・誇大広告の禁止、投機を助長するような広告・勧誘の禁止など

(3) 令和4年6月、資金決済法、金融商品取引法その他の関連法令の改正（施行は、公布の日から1年を超えない範囲で政令で定める日）

（背景）安定的かつ効率的な資金決済制度を構築する必要があり、通貨建ての価値があるステーブルコインを規制するための法整備が行われたもの

（主な改正概要）

- 電子決済手段等（ステーブルコイン）への対応：電子的決済手段等の売買、管理等を行う業務を「電子決済等手段取引業」として位置付け、登録制を導入
- 銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応：マネー・ロンダリング（資金洗浄）対策として、疑わしい取引の該当性の分析等を共同化して実施する者を「為替取引分析業」として位置付け、許可制を導入